

保育所等支援事業とは？

専門スタッフが、定期的に発達の気がかりなお子さんが集団生活を送っている施設に出向いていき、専門的な支援を行います。
訪問先は、保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校などです。



どんな支援が受けられるの？

園生活等での困りごとに対して保護者の方と相談しながら支援を考えます。
お子さんが集団生活に適応できるような支援やコミュニケーション支援などを行います。
また、保育士等にお子さんの発達の特性の理解に対する支援、保育指導等に対する支援も行います。

保育所等訪問支援事業



地域の中で生き生きと生活する子ども

ご利用にあたって

利用するにはどうしたらいいの？

山口市役所（障がい福祉課）に申請をして、相談支援事業所にサービス等利用計画を作成してもらうことが必要です。

誰が支援してくれるの？

お子様の状況に応じてこども発達支援いんくるの職員が訪問支援スタッフとして伺います（保育士・言語聴覚士・臨床心理士など）。

利用料はかかるの？

1回につき 2168 円から 2368 円の保護者負担金があります。
3~5 歳児さんは無償化の対象となるので、利用料は無料です。

詳しいお問い合わせは…

山口市役所障がい福祉課

083-934-2794

こども発達支援 いんくる

083-920-3535